

明治四年辛未十一月

萬國新聞

第十三號

東京書林

北畠茂兵衛  
山中兵衛

定價  
18  
115  
12



1895  
115  
12

萬國新聞第十二號

シヤパンウヰキリ一第四十九號

明治四年辛未十月廿七日横濱刊行

日本使節の事

附内國會計の事

日本國在留外國人等此國近年の改革を以て其利益頗  
に大なるを以て外國と條約を結ひし時其益僅に貿易の一  
事に限るに漸々風俗を移し政體も變はるに至り終  
に稍々歐米諸國の風を學び得るは是れ蓋し日本人少く



歐米諸國の治風を覺りて日本に治風を之に習はせ事欲  
はるに由るなり耶蘇教は是迄此國の像教に合はざる故に  
禁しふるに茲に至りて耶蘇教の開化に爲に缺るから故に  
と知て大に驚愕せり日本人は亞細亞洲古來の弊風を去  
り歐風を學ばせんと欲し且其意を萬國に示はせんと欲せり  
吾輩亦屢々之を論じて日本人唯歐人の外形を學ばずして  
精志く其眞味を知らせんと欲せり又現今の一大要件を  
茲に掲ぐるは吾輩の職務なり按て流に方今の大事件は今  
度格別懇切に歐米諸國へ使節を遣はす事なり此使節の立  
は必に近きありし又内國に會計を就ては茲に一論

加ふるし

亞細亞諸國の政務と歐羅巴諸國の政務との違ひは縷々あ  
りとも就中其最甚き者ハ左の一條件なり歐羅巴に於て  
ハ財貨に會計を精密の規則あり亞細亞に之を反し定例粗  
漏るる更に方畧なき是れ亞細亞の風なり當今文明開化  
の國に於て内國の事務を運轉する所の樞柱ハ即ち財貨を  
輪流するに樞柱なり國の強弱貧富優劣皆大に此樞柱に關  
係あり即ち會計の規則と關係するなり而して其然る所以の  
者ハ敢て國民大に欲はる所財貨なるを爲ふあらば只財貨  
ハ以て能く諸物を求め得る者なるを以て國土人民の死生

存亡ハ財貨の有無に關係するを爲めなり財貨の用方に由  
て能く偽計を破り動搖を鎮め邪曲を拂ふを其用方必以  
明白にして曖昧ふるを可あらざる而も之を遠大に流用し  
て混亂せしむ可あらざる必以便宜に定例を設きて之を制  
し若し止むを得ざるに其定例を改革する事あり必以  
禮義に隨ひ經濟の道に於てを異論なきを須也へし

吾輩日本國の歴史を見殊に近代の所を熟考して十三ヶ年  
以來の財用を知り然るに皆因循姑息を會計として諸事  
不都合千萬の取計らひあり恐らく此の如き姑息の會計  
も一時安國の策と爲て止むを得ざるに出ざるへし今其一

事を揚ぎに我輩此國に到て以來忽ち一流の偽計發行へ  
り偽計といふ即ち其頃政府の極印を打ちたる銀造の新貨を  
出せば事ある此銀貨ハ政府の極印なき者より比次れハ同量  
同質にして價三倍なり吾輩幸ひ之を用ひざるを得たり此  
偽計を續きて政府及び大名より無量の楮幣を發行して殆  
と取扱ふ可あらざるに至る由り大に國民を損傷せ  
しのみならず外國貿易の妨害を生しる此楮幣ハ日本政  
府より何程に力を竭せんと遂に償ふ可あらざるハ勿論に  
して人々決して疑を容れざる所なり當今日本より稍々  
歐風を學びて會計の事務を改革する由なり速く文明開

化乃國を學ひ少しく改正して其規則を適合せしめ事を希望  
し〔後と續く〕

ジャパンヘラルド新聞第二千五百六號

明治四年辛未十一月朔日刊行

英國軍艦チシアン總ハ支那船コンソントイ總を乗破りる  
り之に依てコンソントイの船主三萬圓の償金を求めたり  
チシアン艦の方みてハ償金を出しを欲せし商人より之を  
償ハたむるしと云

香港に出張するは十番聯隊の右翼ハ近日新嘉坡に殘り  
大隊と合併し其缺員ハ別ハ本國の方より他の聯隊に

命して香港より出張せしむるは

近頃アモイ港に破損するは蒸氣船アヅフハ七千二百五  
十圓を拂はるは

英國の砲船ミツヂ及ヒセブルン總ハ米國砲船パロズ總  
と聯合し天津に當冬を越しと云但預防の方略甚  
嚴重なり

造幣寮に於て近頃新に鑄立るは銀貨幣に仕上る甚く見苦  
しき事驚くは此罪ハ總て造幣の爲雇はる者に歸し  
し此後ハ殊更に貨幣の目方を増し美麗に成就し蓄積  
より必は押形及び極印に心を用ひし香港の造幣局より

多メジニ九方イントルを雇ひ同じ器械より鑄造したる  
貨幣ハ大坂ふて鑄造したる貨幣と比較されハ甚ち美麗か  
り  
昨夜中千プトリー船ハ不意に泄穴發生し傍に碇泊したる  
チニザ船ハ直ちに引去りたる翌朝午前第九字ハ千プ  
トリー船の船内水は没する事四十五インチふ至れば拔水  
器を以て水を浚ひ涸し漸く泄穴を塞ぎ止る事を得たり

傳信機報告

倫敦第十一月廿七日

英國太子近頃熱症に侵されたる然るに療養行届くを  
英國の太子熱病を受ると雖とも氣力猶衰へ  
支那の使節天津虐殺の事は付謝罪の爲に佛國の來り大統  
領ギールス氏を謁し先般虐殺を行はるは支那人二十四名  
を嚴刑に處し其外多人數は追放したりと陳謝し且支那帝  
を代りて以後是の如き犯罪あらざる事は約し永く佛國と  
支那との間を和親保護を爲す事を希望すと述るにギールス  
氏支那の使節を答て曰く支那帝は謝言を承諾せし然れど  
も向後ハ必は官民共法教師を尊敬しと又辨理公使  
を尊敬し和親保護を爲す要用の事なりと云へり

ジヤパンヘラルド新聞第二千五百八號

明治四年辛未十一月三日横濱刊行

海軍改革の事

日本海軍の改革ハ久志ク評判あり志ハ漸ク昨日發したり  
當日ハ時節柄ニ付少志ク寒冷ニモ志共天氣快晴ニモ  
天皇陛下臨幸あり軍艦ハ凡テ十艘ニモ終日運轉活動あり  
日進艦ニハ是迄の諸侯伯群集志モ皆觀察ニ爲メ  
陛下よモ召仕れる者にして長州肥後越前尾張加賀等モ  
モ其餘尙多々れとも吾輩其名を知ルハ其外公卿も來りる  
れとも其數枚舉可違あらば天皇陛下並供奉の者其外兵

部省の卿大輔以下諸官員海軍に將校ハ龍驤艦に乗ル

天皇陛下の旗章を揚ぐ諸艦よは祝砲ありたり其後諸官員  
謁見に間暫くありて饗應あり此事終じて眞の海軍改正の  
式に取て掛てある日本よハ未だ始の事故粗忽を恐て  
て茲に暫時の猶豫あり然れども諸式見事み出來し諸艦の  
運轉周旋も法に適ひるは砲聲雷の如し烟炎天に漲されり  
此間諸人何とも見らるる何とも聞く可き又何とも爲可  
き又何とも思ふへをせや惟忙然しと一言發も發する者  
かし此の如き事ハ日本人の耳目に新らしきハ勿論外國人  
の目涙を驚かし後來を思ひ遣られ志めたり夕刻ふ至て少

しく風起るれハ 天皇陛下並供奉の者を餘儀なく當港  
と東京の間を往復汝が蒸氣船弘明に乗り遷るは此日弘  
明船ハ政府にて引受きたる 天皇陛下並公卿供奉の者龍  
驤艦と立出て海岸と上陸ありしハ第三字の頃なり此時復  
た諸艦より祝砲を發しる事此事以前後合せて終日掛りたる

○  
播磨の於て一揆あり其内ニ浪人一萬人加はりたる事と云全  
く百姓と浪人との戦鬪なりとも大砲をも用ひるれハ雙方  
に傷者三百人死者五百人ありと云此戦争ハ十四五日以  
前より日本は十月十三日十四日の兩日なり又十五日ハ

但馬國の於て浪人等火を放ちて全く一村を燒盡したる  
夫より兵庫の南凡そ十五里程の所在る山に入りたるは必  
し復た此山より動搖を起し可し土民ハ之を恐れて先逃遁  
せりと云

○  
薩摩の島津三郎ハ東海道よりリチャードソン及以同行  
の者を襲ひ且鹿兒島の戦争を起したる者よきて我輩の  
讎敵なる此者終り政府より位階ヲ賜はりて賞譽は當國  
在留の外國人の前より引出されしとて却て幸ふ十萬石を  
受領源と云



